

# 令和6年度 社会的養護第三者評価結果

## 《基本情報》

対象事業所名	デュナミス
経営主体(法人等)	社会福祉法人 横浜婦人クラブ愛児園
対象サービス	乳児院
設立年月日	昭和30年2月28日
定員(利用人数)	24名 (23名)
事業所住所等	〒235-0011 横浜市磯子区丸山1-17-17 / 電話番号 045-751-2805
ホームページ	<a href="https://yfc-aijien.com">https://yfc-aijien.com</a>
職員数	常勤職員 36名 ・ 非常勤職員 2名
評価実施年月日	令和7年2月25日・27日
第三者評価受審回数	4回
実施評価機関	株式会社 R-CORPORATION

## 《実施方法》

評価項目	全国社会福祉協議会版
自己評価実施	期間：令和6年11月25日～令和7年1月24日
	(評価方法) 個人で評価したのちに、チームごとでの評価を行った。
利用者調査	期間：令和6年12月18日～令和7年1月28日
	利用者(ご家族)アンケートを実施

### <理念>

誠の心を大切にし、子どもの可能性を育みます。

### <支援方針>

1. この方針はデュナミスの子どもたちが最善の利益と人権を保障され、心身の健全な発達を遂げられるよう、その養育及び支援に関する方針を定めたものです。
2. デュナミスは法人設立の趣旨及び法人の理念に基づき、「乳児院運営指針」を踏まえてその社会的役割を果たします。
3. 家庭的な環境の中でそれぞれの子どもに相応しい養育をきめ細かく実践します。
4. 子どもが愛着関係や信頼関係を形成し、それを基に健やかに成長し、自立する力を身につけられるよう支援します。
5. 身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト等、子どもに対する虐待、及び肉体的、精神的な苦痛を伴う体罰は決して行いません。また、いかなる理由があっても懲戒権の乱用は行いません。

6. 子どもや保護者の個人情報をはじめ守秘義務の対象となる情報の取り扱いにおいては、法令を順守し、その管理や第三者への提供等に細心の注意を払います。
7. 子どもにとって安心感や癒しを得られる環境を整備し、デュナミスが他者との信頼関係や自己肯定感を育む場所となるように努めます。
8. 保護者を支えながら、あるいは保護者に代わって児童相談所や里親等と連携し、子どもの発達や養育を保障する包括的で一貫性のある取組を行います。
9. 被虐待児童への自立支援の一環として、関係機関と連携し、親子関係の再構築を支援します。
10. 誠心学園との緊密な連携を図り、横浜婦人クラブ愛児園としてのシナジーを生み出します。
11. 全国乳児福祉協議会の「乳児院倫理綱領」を業務遂行に関わる倫理の拠り所としています。

### < 乳児院 デュナミスの特徴的な取組 >

- デュナミスと誠心学園で一貫した養育と連携。
- 大舎制の良さを活かしながら、子ども同士の繋がりや良い刺激を受けられる環境。

### < 概要 >

●乳児院デュナミス（以下、「施設」という。）は、社会福祉法人横浜婦人クラブ愛児園（以下、「法人」という。）が運営する乳児院です。法人は、初代理事長「石橋 志う」を中心とする横浜在住の婦人有志が「社会の再建は、婦人の手で！」というスローガンを掲げ、昭和22年、荒廃した子どもたちの生活を支援するため設立されました。乳児院や児童養護施設・保育所に求められる社会的役割は現在も大きく、家庭に代わって子どもを養育する大切な機能を担い、安全な環境下で養育を行う必要性の再認識が成されています。法人は、同じ敷地に乳児院（デュナミス）、児童養護施設（誠心学園）、保育所（横浜ナーサリー）を併設し、地域に根差した複合型児童福祉施設として、未来を担う個性的で情緒豊かな乳幼児の養育・保育に取り組むと共に、乳児院・児童養護施設・保育所・給食センターの相互連携を目指して取り組んでいます。

●施設名称の「デュナミス」は、ギリシャ語で「可能性」を意味し、法人の理念である「誠の心を大切にし、子どもの可能性を育みます。」に由来しています。人が「新しい何か」を生み出そうとする時に力となるもの、それは自らの「可能性」と、それを信じる「強い心」だと考えています。施設では、子どもたちの限りない可能性を見出し、それらを育てる養育を心がけています。

●施設は、保護者等の事情により家庭での養育が困難な、生後間もなくから2歳位までの乳幼児を預かっている定員24名の乳児院です。乳幼児の健全な発育に適した環境を整備すると共に、乳幼児に最も大切なスキンシップを重視し、安定した愛着形成を図り、自己肯定感を高めるよう支援を行っています。また、心身のバランスの取れた成長を促進するよう、児童養護施設誠心学園と連携を強化して養育を行うことに努めています。

●こども家庭庁の次期社会的養育推進計画（令和7～11年度）の里親委託率において、国が掲げる目標として乳幼児75%と同等の水準の数値目標を定め求めています。推進計画に伴い、法人・施設では、里親委託におけるフォスタリング（里親養育包括支援）機能、地域における在宅児の子育て支援、レスパイト・ショートステイ等、多機能化・機能転換の推進を図るべく具体的な計画へと進めています。また、保護者等との面会や面談、親子での宿泊等、親子支援へのより良い向上・環境に向けて、隣接地に別館を建設中であり、地域の重要な社会資源として、地域の福祉ニーズ・社会貢献への取組に大きな期待が寄せられます。

## <特に評価が高い点>

### 1. 【複合型児童福祉施設としての利点を生かした支援】

法人・施設の特長の1つとして、同じ敷地内に乳児院、児童養護施設、保育所が併設されており、複合型児童福祉施設として、歴史に培われた、地域に根差した社会福祉法人です。乳児院は、児童養護施設と同じ建物の1階と2階に位置し、同じ間取りで生活しています。職員は常日頃2施設で交流を図り、全ての子ども達の顔と名前を知り、子どもたちも安心して信頼関係を築いています。乳児院は0歳～2歳児までを預かり、生後間もなく乳児院で預かった子どもは、そのまま、2階にある児童養護施設（3歳～5歳児）で生活し、年長児は同法人敷地内の保育所に通い、小学校入学までの6年間を慣れ親しんだ環境で安心・安全の下、心穏やかに過ごすことができます。また、その間、家族再統合や里親委託に時間をかけて丁寧に取り組む利点を有しています。さらに、職員の育成、働きやすい職場環境作りに努め、充実して楽しそうに働く職員の姿に子どもたちが触れることで、安心して伸び伸びと心身共に健やかに成長するよう、職員の育成にも力を入れています。乳児院の常勤職員の平均年齢は35歳、在職年数は6年であり、定着と共に子どもたちが身近に感じる年齢層により、コミュニケーションや愛着関係も築きやすい体制で多職種と連携を図りながら、子どもたちの支援に力を注いでいます。

### 2. 【子どもの主体性から可能性を育む支援】

「子どもの可能性を育む」をスローガンとし、大事にする理念、当施設が持つ価値観として日常の支援の目標、方針として取り組んでいます。施設では、乳幼児の健康を第一にして成長を支援し、里親養育、家族関係の構築に、併設する児童養護施設誠心学園と共に取り組んでいます。乳幼児期から「子どもの可能性を育む」ことを最も必要と考え、重んじています。施設では、大舎制の中で、入所から退所まで一貫した「担当養育制」を採用し、家庭的な温かい環境作りに努め、子どもとの愛着関係・信頼関係を形成しています。自立する力を身に付けられるよう、子ども一人ひとりの心に寄り添い・育み、様々な外出の機会を持ち、好奇心への感覚や感情を引き出すよう創意工夫しています。また、主体性を育むことから子どもの可能性を引き出すよう、日々の経験や、周囲の大人からの適切なサポートを通じて育み、生活を通して継続的に働きかけています。例えば、お正月には、獅子舞が来て子どもたちの頭を囓んでもらい、健康を願い、初詣に出かけ賽銭を自分で投げ入れ、手を合わせ、お節料理は保育者の声かけにより、自分で好きなものを選んで食べました（黒豆とだし巻き卵が人気）。町内会の餅つきでは、見学に行き、つきたてのお餅を一生懸命囓んで食べ、きなこ・あんこ・納豆等から「おいしそうね」と、子どもは自分で考えて食べたいお餅を選ぶ（あんこ味）等、お正月を味わうと共に、経験を通して情緒や、主体的に様々な対象と直接関わりながら学び、感情豊かに成長できるよう、ワクワク感・楽しい経験を重ね、個性的で情緒豊かな子どもたちの養育・保育に尽力しています。

## <期待される点>

### 1. 【多機能化・機能転換への取組について】

乳児院は、時間をかけて児童養護施設との協力関係を強固に確立し、人員配置における職務の兼務も止むを得ないとしながらも現在、培ってきた豊富な子どもの養育の専門性を、社会的養育を充実・強化するための地域社会における貴重な資源として、在宅支援や里親支援等の多機能化・機能転換を図るよう隣接地に別館を建設中です。推進する上で、フォスタリング業務での職員の確保や里親に対するレスパイト・ケア等、支援体制の充実、児童相談所等との連携強化、産科医療機関等との連携体制の充実等に尽力され、地域に寄与していかれることを期待しています。

## 令和6年度 社会的養護施設第三者評価結果

### <全国社会福祉協議会版>

第三者評価受審施設	社会福祉法人 横浜婦人クラブ愛児園 乳児院 デュナミス
評価年度	令和6年度
評価機関	株式会社 R-CORPORATION

### <共通評価項目（45項目）>

#### 共通評価Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

###### (1) 理念、基本方針が確立・周知されている

【1】	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている
評価結果 A	

#### 評価の理由

法人の理念は、「誠の心」と「子どもの可能性」を大切にする法人の基本方針を表しており、施設内に掲示し、法人パンフレット等に記載されています。理念は、施設の使命や役割を反映し、これに基づく養育・支援の内容や特性を踏まえた目指す方向・考え方を読み取ることができます。基本方針は、理念との整合性が確保され、職員の行動規範となるよう具体的な内容になっています。年度初めの職員会議で、理念・基本方針について全職員に伝え、再確認を行い、理念から職員の姿勢・養育につながるよう周知が図られています。新入職員には、新入職員向けオリエンテーションで理念・基本方針を周知徹底しています。また、保護者には、入所時にパンフレット等を配付し、説明を行い周知しています。理念、基本方針に基づき、継続的な取組を行っています。

## I-2 経営状況の把握

### (1) 経営環境の変化等に適切に対応している

<b>【2】</b>	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている
評価結果 A	

#### 評価の理由

経営をとりまく社会福祉事業全体や地域の各種福祉計画の動向と施設経営状況を的確に把握・分析しています。院長は、全国社会福祉協議会の会議で社会的養護の動向について把握し、神奈川県社会福祉協議会、横浜市社会福祉協議会の会議に出席し、地域の各福祉計画の策定動向と内容を把握分析しています。分析した結果は、子どもたちに良質かつ安心・安全な養育・支援の提供に生かし、中・長期計画等に反映させています。また、子どもの数・子ども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータ収集を通して経営環境や課題を把握・分析しています。定期的に養育・支援のコスト分析、入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っています。

<b>【3】</b>	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている
評価結果 B	

#### 評価の理由

施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析に基づき、また、経営環境や財務状況については理事会で分析され、具体的な経営課題を明確化し、役員間で共有しています。施設の経営状況等については、リーダー会議等で説明しています。経営課題の解決・改善に向けては、一時保護や里親へのレスパイト等を積極的に取り入れ、さらに、現在、隣接地に別館を建設中であり、多機能化・機能転換の推進に向けて具体策の実行へと進めています。また、併設の児童養護施設誠心学園との一貫した養育体制・協力関係強化を確立させ、両施設の主任2名と相談員5名で、家庭支援、里親支援、心理支援の業務に取り組んでいます。今後、法人本部を中心に、乳児院・児童養護施設・保育所・給食センターの相互連携の強化に努め、法人理念の浸透及びそれに基づく業務推進、人材確保・育成等の課題や問題点の改善に取り組み、法人の理念に沿い、職員一丸となって実践する体制構築を進めて行きます。さらなる今後の取組に期待いたします。

## I-3 事業計画の策定

### (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている

<b>【4】</b>	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている
評価結果 A	

#### 評価の理由

理念、基本方針に基づき、施設環境と経営状況の把握・分析等を踏まえた中・長期計画は、目標（ビジョン）、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっています。中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定して、実施状況の評価を行える内容です。また、理念・基本方針の実現に向けた目標を設定し、現在の事業環境の中で将来の措置状況を見通し、今後の養育・支援を見据えた行動を実践しています。乳児院及び児童養護施設については「職員・児童の交流を更に進め6年間一貫した養育体制を確立すると共に、高機能化・多機能化を担う人材の育成に全力を注ぐ」とし、児童養護施設と乳児院は連携して養育を行っています。また、乳幼児が快適な生活環境と家庭的な雰囲気の中で個性を伸ばし、心身共に健全に成長できる総合的な福祉サービスを提供しています。

<b>【5】</b>	<b>I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている</b>
評価結果 A	

#### 評価の理由

単年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映した実行可能な内容になっています。予算管理、期中にも確認を行っています。単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定し、実施状況の評価を行える内容になっています。また、施設ごとに運営計画書を作成し、人員体制・支援体制等についても定めています。デュナミス及び誠心学園では、日常の交流に加え、行事の共同開催は継続し定着しています。

### (2) 事業計画が適切に策定されている

<b>【6】</b>	<b>I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している</b>
評価結果 A	

#### 評価の理由

事業計画は、毎月開催される法人4部門の主任による「主任連絡会」等で素案を作成した後、職員会議等で意見交換を行い、意見を集約して計画に反映させて策定しています。なお、社会の動向・組織の状況・子どもの育ち・地域ニーズ等の変化にも対応しています。ミドルアップダウンで策定された事業計画は、実行可能な具体的内容になっており、リーダー会議等で院長及び主任が中心となり、経験の低い職員にも分かりやすく説明し、理解を促しています。計画期間中において、実施状況を定められた手順で把握・評価し、年度末に会議で振り返りを行っています。

<b>【7】</b>	<b>I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している</b>
評価結果 A	

#### 評価の理由

事業計画の保護者への周知については、具体的な計画内容を分かりやすく説明し、法人発行の広報誌「柞葉（ははそは）」で行事予定等について伝えています。通常の内容についてはカンファレンスを行い、それぞれの家庭にあった伝え方で理解ができるよう心がけています。個別計画は、面会時に話すようにし、面会では子どもに配慮し、親子生活訓練室を使用するようにしています。保護者に対しては、説明できない諸事情がある場合、児童相談所と相談の上、必要範囲内で伝えています。

## I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

### (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている

<b>【8】</b>	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している
評価結果 A	

#### 評価の理由

養育・支援の質の向上に向けて、年1回以上の職員の自己評価や第三者評価の受審等、組織的に取組んでいます。養育・支援の内容については、クラスリーダー会議を中心に組織的なPDCAサイクルの取組が実施されています。デュナミスでは、全国乳児福祉協議会が展開するHLFB（Happy Life for Baby）を継続して、赤ちゃんの権利擁護・養育の専門性・技術向上に全職員で取組んでいます。また、潜在的な発達遅滞や発達障害の可能性を早期に発見するための検査（遠城寺式・乳幼児分析的発達検査法）等を活用し、子ども一人ひとりの現状・課題の把握を行っています。養育・支援の内容について情報共有を行い、組織的に評価を行う体制が整備されています。

<b>【9】</b>	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している
評価結果 B	

#### 評価の理由

実施した評価結果に基づき、養育・支援について取組むべき課題は、リーダー会議を中心に職員同士で問題提起から改善までの話し合う場を設け共有化を図っています。明確にされた課題は文書化すると尚良いでしょう。共有された評価結果・課題に基づき、職員参画で改善策や改善計画を策定しています。実施状況を評価すると共に、必要に応じて改善計画の見直しを実施されることを期待いたします。養育・支援の課題については、職員個人で抱え込まないよう組織内で解決できるよう相談体制を整えています。

## 共通評価Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

#### (1) 管理者の責任が明確にされている

<b>【10】</b>	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている
評価結果 A	

#### 評価の理由

院長は運営に関する全てを把握し、理念や基本方針等を踏まえた取組を行い、自らの役割や責任について法人発行の広報誌「柞葉（ははそは）」に表明しています。また、日常業務を通じて職員に伝え、職務規定にも明記し、月1回の職員会議や新入職員へのオリエンテーション等で、職員に自らの立場を明確にしています。施設の経営管理・人事及び採用・業務規律・児童援助の総括・苦情対応の役割等を文書化して明示し、組織図・職務分担表を明確に示しています。事業計画・基本運営方針等は職員の意見も参考にして、最終的には院長が策定し、年間重点目標も定めて積極的に取組んでいます。院長は、平常時のみならず有事における役割と責任も職員に表明し、不在時の権限委任等も明確にしています。

<b>【11】</b>	<b>Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている</b>
評価結果 A	

#### 評価の理由

院長は、遵守すべき法令等、理念・諸規定を理解し、社会ルールや倫理に基づき職員が正しく理解するための取組を行っています。職員に対して、児童福祉法・運営管理規程・就業規則・法人定款等を配付し、職員会議等で周知を図り、遵守するための取組を行っています。また、年間研修予定を立案し、個々の職員が複数回受講できるような業務調整を図る等、法令遵守の観点から施設内の研修や行政機関が行う外部研修に参加を促し、職員が遵守すべき法令等を正しく理解するための教育を行い、虐待防止等の具体的な取組も行っています。院長は、経営に関する研修や勉強会に参加して、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し取組んでいます。

#### (2) 施設長のリーダーシップが発揮されている

<b>【12】</b>	<b>Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している</b>
評価結果 A	

#### 評価の理由

院長は、理念・基本運営方針を具現化する観点から、養育・支援の向上に関して評価・分析を行い、課題を把握し、改善に向けてリーダーシップを発揮しています。改善のための具体的取組を明示し、子ども全員の自立支援計画策定に関わりながら養育・支援の向上に積極的に参画しています。支援に関わる職員の取組や子どもの反応について常にチェックを怠らず、時間の許す限り施設内を巡視し、養育・支援の質の現状把握と評価分析を行っています。また、気づいたことはリーダー会議等で課題の改善策を検討し、職員の意見を反映させて養育・支援の質向上に努めています。院長は、職員の教育・研修には熱心に充実化を図っています。職員の専門性の向上を図るよう研修の充実を図り、経験値の高い職員が後進の職員を育成・指導する等、職員個々の資質向上にも指導力を発揮しています。院長自らも関連会合等に出席して自己研鑽に励み、専門性の向上に努めています。

<b>【13】</b>	<b>Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している</b>
評価結果 A	

#### 評価の理由

院長は、人員配置・職員の働きやすい職場環境整備等に努め、経営の改善や業務の実効性を高めるよう指導力を発揮しています。人事・労務・財務等の分析を行い、理念・基本運営方針の実現に向けて施設運営に努めています。また、実効性の向上に向けてリーダー会議等で職員間の共有化を図っています。社会的養護の動向・地域の特徴や変化等を把握し、収集した情報やデータは、中・長期計画や各年度の事業計画に反映させています。理事長と話し合う機会を持ち、業務の実効性を高める体制の構築に尽力しています。

## II-2 福祉人材の確保・育成

### (1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている

<b>【14】</b>	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている
評価結果 A	

#### 評価の理由

必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や人材確保と育成に関する方針が確立しています。施設では、安定した職員の確保ができていますが、継続して法人で長期の求人計画を策定し、取組んでいます。必要な人材確保のため、ホームページや複数の就職サイトに求人案内を掲載し、大学・短大・専門学校にも働きかけています。また、院長・主任等による個人面談により、職員一人ひとりの意見・要望等を把握し、対応することで定着につなげると共に育成に取り組んでいます。理事長が積極的に施設内を巡回・観察する等により、子どもを第一に考えた人員体制の工夫・検討を行い、体制の希薄な時間帯が無いよう取組んでいます。施設を取り巻く環境を考慮した有資格の人材確保や養育・支援の質向上に向けた人員体制の充実に努め、職員の給与水準を確保して、子どもたちの支援体制の整備に努めています。

<b>【15】</b>	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている
評価結果 A	

#### 評価の理由

「期待する職員像」を明確にし、職員自らが将来の姿を描ける取組をしています。理念の理解等、日々の養育・支援活動の中で職員の基本姿勢を明示し、新任職員にはオリエンテーションで資料を配付して周知しています。人事基準は就業規則に定め、職員等に周知しています。一定の人事基準に基づき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度を評価し、職員処遇の水準に反映する仕組みとなっています。職員との個別面談で把握した職員の意向等を含め、人事基準に基づいて個々のスキルや遂行能力等を勘案して処遇改善に結び付けています。

### (2) 職員の就業状況に配慮がなされている

<b>【16】</b>	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる
評価結果 B	

#### 評価の理由

働きやすい職場作りに向けて、院長・主任による職員面談を組織的に行うことで、職員の就業状況や意向を把握しています。労務管理に関する責任体制を明確にし、働きやすい環境作りに努めています。職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認しています。ワーク・ライフ・バランス等を考慮し、長期休暇等の取得希望への配慮もしています。複数の勤務時間を移動する形態のシフト勤務については、工夫と提案を交えて、話し合いながら取組んでいます。また、定期的に職員へアンケートを実施し、働きやすい職場にするための意見を聞き、運営に生かすようにしています。福利厚生は、横浜市勤労者福祉共済（ハマふれんど）に加入し、慶弔金支給・職員親睦会補助金等を整え、施設では住宅手当を支給する等、魅力ある職場作りに努めています。なお、職員の心身の健康と安全を確保するため、定期的に個人面談の機会を設けると良いでしょう。

### (3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている

【17】	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている
評価結果 A	

#### 評価の理由

「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されています。日常業務の中でコミュニケーションを取り、必要に応じて個別面接を実施し、目標や方針と職員一人ひとりの目標管理との整合性は書面にて確認しています。進捗状況の確認を行い、さらなる職員の育成に向けた取組に期待いたします。職員一人ひとりが設定した目標について、その進捗状況や目標達成度について、年度当初に設定した目標達成度合いを年度末に確認しています。また、振り返りのチェック（自己評価）を実施し、話し合いをしています。

【18】	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている
評価結果 B	

#### 評価の理由

策定された職員の教育・研修に関する基本方針や計画に基づき、計画的に教育・研修を行っています。年度の運営計画書に年間研修計画を作成し、法人内研修・外部研修を実施し、職員は計画的に参加しています。外部研修受講後は、研修報告書を作成・提出し、会議等で伝達・報告を行い、職員の資質向上につなげています。研修計画、研修内容は定期的に評価と見直しを図り、講師・テーマ等も含めて次年度に反映する仕組みがあると良いでしょう。磯子区・児童相談所・連携医療機関・保健所等と、子どもの退所に際してカンファレンスネットワークを実施する等、職員のレベルアップに取り組んでいます。

【19】	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている
評価結果 A	

#### 評価の理由

職員一人ひとりの知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握し、年間研修予定計画書を基に研修の機会を確保しています。年間研修計画では、職員一人ひとりの研修希望・特性・勤務年数・年齢等により計画を作成しています。専門的なテーマを含めた様々な内容の外部研修も計画し、受講しやすい環境を作り、職員のレベルや必要とされる教育・研修を勧奨しています。また、新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した OJT も行っています。研修受講後は、報告書を提出し、研修内容と評価を職員会議等で発表し、全職員が内容を理解するようにしています。院長は、職員への声かけや職員同士の助言等のスーパービジョン体制で施設全体の養育・支援の質の向上に努めています。

#### (4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている

【20】	II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている
評価結果 A	

##### 評価の理由

実習生受け入れに関しては、実習生受け入れマニュアルが整備され、受け入れ担当者を定め、実習生の研修・育成に関する基本姿勢等を明文化しています。初めて実習生を担当する場合は、事前に先輩とペアを組み、指導を行うシステムを設けています。実習事前のオリエンテーションで、施設の理念・方針・守秘義務・実習の心得等を説明しています。実習では、実習依頼校と連携を図り、専門職種の特性に配慮した実施プログラムを作成し、子どもとの触れ合いを体感してもらいます。実習中は、毎日振り返りを行い、終了日に反省会を行う等、実習生の育成支援を積極的に実施しています。実習依頼校とは実習期間中も継続的な連携を維持するための工夫を行っています。実習生の受け入れは大学・短大・専門学校等から依頼を受けて積極的に取組んでおり、社会的養護施設への就労を目指す実習生もいます。

### II-3 運営の透明性の確保

#### (1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている

【21】	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている
評価結果 A	

##### 評価の理由

施設の運営の透明性を確保するためにホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、予算、決算情報を公開し運営の透明化を図っています。施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制（苦情受付担当者・苦情解決責任者・第三者委員を設置）を公開しています。社会・地域に対しての明示や活動等は、児童相談所や行政と一体となって取組んでいます。

【22】	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている
評価結果 A	

##### 評価の理由

施設の公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のために、事務、経理、取引等に関するルールの規定及びマニュアル化し、職務分掌と権限・責任を明確にして職員等に周知しています。経営・運営に関しては、理事会での承認後に職員会議で説明し、子ども支援の費用については、文書を職員に配付・周知し、透明性の高い運営に取組んでいます。施設における事務、経理、取引等については、外部の専門家（税理士）による助言・指導も受けています。監査での指摘事項に対しては経営改善を行い、職員にも周知を図り、透明性の高い運営を行っています。

## II-4 地域との交流、地域貢献

### (1) 地域との関係が適切に確保されている

<b>【23】</b>	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている
評価結果 A	

#### 評価の理由

子どもの地域との関わり方については、事業計画で明文化して、子どもの個別の状況に配慮して職員同行で地域の行事や活動に参加し、交流を広げるための取組を行っています。法人が丸山町内会に加入しており、町内会の夏祭り、餅つき大会等に参加し、子どもたちは様々な経験から好奇心を刺激し、有意義な体験をしています。また、区社協や民生委員とのつながりで地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけています。子どもの嗜好品等を近所の店へ買い物に行き、挨拶を交わして交流をしています。

<b>【24】</b>	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している
評価結果 A	

#### 評価の理由

ボランティアについては、「ボランティア受入れマニュアル」を備え、受入れに対する基本姿勢を明文化しています。ボランティア受入れの登録手続き、事前説明を行い、ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行います。ボランティア受入れでは、地域社会と施設をつなぐ柱と考え、取組んでいます。また、磯子区社会福祉協議会から紹介を受けてボランティアの方を受け入れています。子どもの遊びやレクリエーション等に加え、身の回りの世話等、子どもとの交流を図る視点からボランティア等の受入れに取組んでいます。地域の学校教育等への協力については、施設の特質を鑑み、取組を控えています。

### (2) 関係機関との連携が確保されている

<b>【25】</b>	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている
評価結果 A	

#### 評価の理由

施設として必要な社会資源の児童相談所、行政等との相談や連絡は密に行っています。地域の社会資源は、資料等から職員に周知しています。なお、一覧表をリスト化されると良いでしょう。院長は、全国乳児福祉協議会・神奈川県社会福祉協議会・横浜市社会福祉協議会等の連絡会に定期的に参加し、横浜市の各分野の社会的養護施設と連携を図り、児童虐待対策プロジェクトにも参画しています。横浜市の4児童相談所とも定期的に連絡会を実施しています。子どもの受入れに関する情報はリーダー会議等で共有化しています。なお、アフターケアの一環として併設する児童養護施設・保育所との連携やショートステイも行い、地域とつながる機会を増やしています。

### (3) 地域の福祉向上のための取組を行っている

【26】	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている
評価結果 A	

#### 評価の理由

区の要保護児童対策地域協議会、社会福祉協議会等の会議に参加して地域の福祉ニーズの把握に努めています。法人で磯子区と災害時の受け入れ協定を結び、災害時の受け入れ場所として地域に貢献しています。児童相談所や行政等からの案件については随時、相談や協議して対応しています。会議や地域行事での住民からの相談は随時行っています。さらに、里親委託におけるフォスタリング機能、地域における在宅児の子育て支援、特定妊婦や子育てに悩む家庭のためのレスパイト・ショートステイ等の推進を図るべく、隣接地に別館を建設中です。

【27】	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている
評価結果 B	

#### 評価の理由

院長は、横浜市里親支援機関や、神奈川県・横浜市施設長会の様々な連絡会・部会に参加し、地域の福祉ニーズを把握しています。地域の福祉ニーズ等に基づいてショートステイの受け入れ等、地域社会における福祉向上の役割を担い、区の社会福祉協議会等と連携して施設の養育・支援に関するノウハウや専門的な情報提供で地域とのコミュニケーションの活発化を図ることにつなげています。また、地域の民生委員・児童委員・主任児童委員と交流を図り、定期的に会議を実施し、特に、乳児の対応を話し合っています。地域の防災対策や住民の安全・安心のための支援にも取組み、災害時には備蓄している食料や飲料水の一部を地域へ提供できるようにしています。なお、法で定められた社会福祉事業に留まらない地域貢献に関わる事業・活動の検討もされると良いでしょう。

## 共通評価Ⅲ 適切な養育・支援の実施

### Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

#### (1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている

【28】	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解を持つための取組を行っている
評価結果 A	

#### 評価の理由

理念や基本方針に基づいた子どもを尊重する養育・支援を実践しています。運営計画書に、基本運営方針・年度重点目標を明示し、定期的に養育・支援の把握及び評価を行い、子どもが安心・安全な生活を送れるよう支援しています。院長は、全職員が同一の養育・支援を行える体制を目指し、経験値の高い職員が後進の職員への育成・指導を行うよう推進しています。子どもの尊重や基本的人権への配慮に関する勉強会・研修を定期的に行っています。施設では、権利擁護の観点から発足した HLFB 係を中心に、会議等で子どもの尊重や基本的人権への配慮の確認を行い、職員アンケート調査を実施してフィードバックをしています。

<b>【29】</b>	Ⅲ-1-(1)-② <b>子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている</b>
評価結果 A	

#### 評価の理由

職員は、子どものプライバシー保護についての研修を受け、規程・マニュアルに基づく養育・支援を実践しています。子ども一人ひとりに適した入浴・排泄等の生活場面におけるプライバシー保護について、子どもの養育・支援の特性と在り方を踏まえ、設備面での配慮や工夫をしています。個人情報の保護については就業規則等で明示し、個人情報を適切に取り扱うことは施設の重大な責務として取組んでいます。「乳幼児にも人権はある」を念頭に置き、養育・支援に努めています。保護者には、入所時に説明を行い、理解を促しています。

#### (2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている

<b>【30】</b>	Ⅲ-1-(2)-① <b>保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している</b>
評価結果 A	

#### 評価の理由

保護者等の施設の見学は随時実施しています。見学時に施設の理念や基本方針、養育・支援の内容等施設の特性等のパンフレット等を基に説明しています。パンフレットは保護者にも分かりやすいよう作成しています。入所予定の保護者等については、要望等を聞き取り、個別対応をしています。入所に当たっては、家庭支援専門相談員を中心に、パンフレットと重要事項説明書を資料として配付し、生活の手引きに沿って丁寧に説明しています。保護者等に資料から必要な情報を伝え、入所後の生活の様子等は毎月の「おたより」を個別に送付しています。また、入所に関しては、児童相談所の措置入所であり、詳細の情報については児童相談所と連絡を取りながら提供しています。保護者等に対する情報提供は、適宜見直しをしています。

<b>【31】</b>	Ⅲ-1-(2)-② <b>養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している</b>
評価結果 A	

#### 評価の理由

養育・支援の開始・過程において、入所の手順を定め、児童相談所から説明を受けた後、家庭支援専門相談員を中心として保護者等の状況を把握して、保護者等が選択できるよう施設が行う養育・支援についてできるだけ詳しく説明しています。乳幼児の心の準備期間に配慮し、不安の軽減に努め、児童相談所と連携して家庭訪問・面会等、段階的に時間をかけて受入れています。養育・支援について保護者等の同意を得るに当たっては、保護者等の自己決定を尊重し、同意を得た内容は書面で残しています。意思決定が困難な保護者等については、様々な特性に配慮し、児童相談所等と相談して対応しています。

【32】	Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている
評価結果 A	

#### 評価の理由

養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行に当たっては、家庭支援専門相談員が中心に対応し、ケース会議を開催し、児童相談所や行政等と協議の上、適切な時期、その後の生活等について検討しています。措置変更や地域・家庭への移行等の場合は児童相談所経由となりますが、児童相談所のスケジュールに沿ってケースカンファレンスを実施しています。手順に従い、措置変更先の施設や里親等と連携を密に行い、新しい施設環境に慣れるための具体的なプログラムを考えて対応し、措置変更先の施設や里親と子どもの保護者等との顔合わせ等の配慮も行っています。施設を退所後も保護者等が相談できる担当者や窓口については、文書ではなくそれぞれの保護者・家庭に合わせて説明しています。施設では、年1回、退所時の集いを開催しています。

### (3) 子どもの満足の向上に努めている

【33】	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている
評価結果 A	

#### 評価の理由

子ども一人ひとりの担当者・係（クラスリーダー）を設置し、子どもの様子や状況を観察し、日々の関わりの中で子どもが満足する養育・支援を心がけ、満足感を得られるよう、快適な環境と良い言葉がけに努め、子どもの笑顔を大切に、子どもの満足の向上に努めています。また、養育記録に記録することで全職員が情報共有を図り、分析・検討しながら具体的な改善を行っています。保護者等については、コミュニケーションを可能な限り行い、保護者等の本音を汲むように努めています。把握した子どもや保護者等の満足度合いをリーダー会議等に語り、養育・支援の改善につなげています。

### (4) 保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている

【34】	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している
評価結果 B	

#### 評価の理由

養育・支援の実施から生じた苦情については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の苦情解決の体制を整備し、資料を配布しています。院内に、苦情記入カードや意見箱を設置して意見・苦情等をいつでも述べられることを知らせています。また、苦情に至らないよう日頃から関係作りを大切にし、日常の様子等、連絡を密に取るように心がけています。なお、苦情相談内容を受けた場合は、記録及び検討の上、養育・支援の質の向上の改善につなげる仕組みがあると良いでしょう。

<b>【35】</b>	<b>Ⅲ-1-(4)-② 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している</b>
評価結果 A	

**評価の理由**

日常においての相談、専門的なこと、施設に関すること等、保護者等が相談や意見を述べやすいよう相談窓口を設け、雰囲気作りにも心がけています。入所時に、重要事項説明書等の相談窓口担当者等の氏名を記載した文書を保護者に配付し、分かりやすく説明し、相談に関して記載したパンフレットも用意しています。相談に対しては、保護者等の意向を尊重して個別面談、個室での対応を可能とし、プライバシーの確保に配慮しています。

<b>【36】</b>	<b>Ⅲ-1-(4)-③ 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している</b>
評価結果 A	

**評価の理由**

基本運営方針に「保護者を支えながら、あるいは保護者に代わって、子どもの発達や養育を保障する包括的で一貫性のある取り組みを行います。」と掲げ、対応マニュアルを整備して定期的に見直し、保護者等からの相談や意見に対して適切に対応しています。設置した意見箱や保護者等から把握した意見や要望は、マニュアルに従いリーダー会議等で検討し、組織的かつ迅速に対応し、養育・支援に生かしています。保護者等の意見・要望は、児童相談所等と相談し、個別に丁寧に対応しています。時間を要する相談、意見等は、保護者等に状況を説明して対応しています。

**(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている**

<b>【37】</b>	<b>Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている</b>
評価結果 B	

**評価の理由**

子どもの安心と安全を確保し養育・支援の質の向上を図る観点から、リスクマネジメント委員会やクラスリーダーが中心となり、ヒヤリハット表の記載や集計を行い、安全対策・再発防止策を行っています。法人の新入職員教育では、オリエンテーションでリスクマネジメントについて周知し、入職後も最重要課題として取組んでいます。事故発生時の対応と安全確保の手順については、運営管理規程のマニュアルに沿って実施し、職員に周知徹底しています。子どもの安心と安全を脅かすヒヤリハット・事故報告や事例を収集して職員間の情報共有をはじめ、要因分析の実施や改善策・再発防止策を行っています。職員に対しては、安全確保・事故防止に関する研修を行い、実施した事故防止策等の安全確保策の見直しは定期的に行っています。子どもの可能性を育むために必要な生活環境の確保とリスクマネジメントとの両立を目指し、さらなる養育・支援の質の向上に取組んでいかれることを期待します。

<b>【38】</b>	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている
評価結果 A	

#### 評価の理由

感染症対策については、看護師を中心に責任と役割を明確にした管理体制を設け、嘱託医と連携し、感染症の蔓延防止に努め、月1回、嘱託医から健診を受けています。感染症の予防と発生時等の対応マニュアルは職員に周知徹底しています。リーダー会議等で感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を行い、予防策の確認やマニュアル等の見直しを行っています。施設内で感染症が発生した場合は、看護師が中心となり職員に処理方法を伝達し、蔓延に留意して対応しています。施設は大舎制であり、感染症への早期対応・日頃の予防策の強化等を心がけています。感染症が発生した場合は隔離等の対応が適切に行われています。

<b>【39】</b>	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている
評価結果 A	

#### 評価の理由

災害時の対応マニュアルを整備し、子どもの安全確保のための取組を組織的にを行い、対応体制を決めています。施設の立地条件等から災害を把握し、発災時においても養育・支援を継続するための事業継続計画（BCP）を定め、必要な対策・訓練等を行っています。毎月、火災・水害・地震等、夜間・休日を含め想定時間・想定場所を変えての避難訓練を行い、子どもの避難方法を分けて実施しています。年1回消防署の指導を受け、消防機器の点検も定期的に行っています。また、職員の緊急連絡網を作成し、安否確認の方法を決め、職員に周知しています。食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者が定期的に見直しを行っています。

### Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

#### (1) 養育・支援について標準的な実施方法が確立している

<b>【40】</b>	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている
評価結果 A	

#### 評価の理由

子どもの状況や必要とする標準的な養育・支援の実施方法がマニュアル等に記載され、子どもの尊重や権利擁護と共にプライバシーの保護に関しても明示しています。また、「乳児院倫理綱領」を掲示し、職員に周知していません。標準的な実施方法については、標準化できる内容と個別に提供・実践すべき内容の組み合わせとし、子ども個々に異なった実施方法にて、子どもの最善の利益を最優先に随時、変更しながら養育・支援を行っています。職員へは、研修や個別の指導等によって周知徹底する仕組みを設け、また、リーダー会議等で養育・支援についての振り返りと共に、子どもの尊重・権利擁護・プライバシー保護に関わる姿勢においても実施の確認をしています。

<b>【41】</b>	Ⅲ－２－(1)－② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している
評価結果 A	

#### 評価の理由

養育・支援の標準的な実施方法の見直しの時期は、年度末にリーダー会議で行っています。内容の検証等は保護者等の意見・要望を踏まえて行い、検証・見直した内容は、自立支援計画の内容に必要なに応じて反映させています。また、潜在的な発達遅滞や発達障害の可能性を早期に発見するための検査（遠城寺式・乳幼児分析的発達検査法）等を実施し、必要な養育・支援の検証や見直しを継続的行い、養育・支援の質の向上につなげています。

### (2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている

<b>【42】</b>	Ⅲ－２－(2)－① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している
評価結果 A	

#### 評価の理由

自立支援計画策定の責任者を設けて、適切なアセスメント手法により実施しています。複数の専門職種を交えて職員間でカンファレンスを行い、神奈川県様式の自立支援計画を活用して、子どもの心身の状況や養育・支援上のニーズ等を踏まえて協議し個別自立支援計画を作成しています。アセスメントにおける改善策は、全職員で考え、自立支援計画の見直しを図っています。各担当職員がケース管理のできるアセスメント力を養うよう、育成に努めています。支援困難ケースについては、児童相談所や行政等と相談して適切な養育・支援を行っています。

<b>【43】</b>	Ⅲ－２－(2)－② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている
評価結果 A	

#### 評価の理由

定期的にリーダー会議等で自立支援計画に沿った養育・支援が行われていることを確認していますが、必要に応じて家族や子どもに合わせた確認及び見直しをしています。会議で見直しが必要な場合は、多職種の職員が協議して養育・支援の質の向上に関わる課題等を明確にしています。緊急に変更する場合の手順も設けています。自立支援計画の作成と年度末評価については、児童相談所と連絡会を行い、連携してチェックを行っています。

### (3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている

<b>【44】</b>	Ⅲ－２－(3)－① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている
評価結果 A	

#### 評価の理由

子どもの身体状況や生活状況等は、施設が統一した様式（養育記録）に記録しています。自立支援計画に基づく養育・支援を実施していることを記録により確認ができます。施設全体で情報を共有する仕組みを構築し、毎朝の申し送り、定期的に開催されるリーダー会議等で情報の共有化を図っています。記録の書き方に差異が生じないよう職員への指導をしています。職員は、パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの閲覧を行うことができます。

【45】	Ⅲ－２－(3)－② 子どもに関する記録の管理体制が確立している
評価結果 B	

**評価の理由**

個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供、個人情報の不適正な利用や漏洩に対する対策と対応方法が規定されています。記録管理の責任者を院長とし、帳票類は鍵のかかる戸棚で管理されています。また、職員は個人情報保護規程等を理解し、遵守しています。今後、個人情報保護の観点から職員に対して教育や研修の実施が望まれます。保護者等への個人情報の取扱いについても説明の工夫を期待いたします。

<内容評価項目（22 項目）>

内容評価 A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

A-1-(1) 子どもの権利擁護

【A①】	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている
評価結果 A	

評価の理由

基本運営方針に「デュナミスの子どもたちが最善の利益と人権を保障され、心身の健全な発達を遂げられるよう、その養育及び支援に関する方針を定めたものです。」を掲げ、子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等を整備して、職員の理解を図っています。また、定期的開催されるクラスリーダーやHLFB係を中心に権利擁護に関する情報や取組について発信しています。また、職員は自己チェックリストで確認し、院長・主任と面談する等、子どもの権利侵害の防止に努めています。

A-1-(2) 被措置児童等虐待の防止等

【A②】	A-1-(2)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる
評価結果 A	

評価の理由

職員が研修等で収集した不適切な関わりの事例を基にリーダー会議等で話し合い、不適切な関わりが行われていないことを確認しています。「就業規則」に体罰等の禁止を明示し、不適切な関わりがあった場合の対応方法等を文書化しています。職員は、外部研修や虐待対応研修等に参加し、意識を高めています。被措置児童等虐待の届出・通告があった場合は、院長への報告・連絡を徹底し、「被措置児童等虐待対応マニュアル」に沿い、児童相談所と連携を密にして対応します。

内容評価 A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本

【A③】	A-2-(1)-① 子どもの心に寄り添いながら、子どもとの愛着関係を育んでいる
評価結果 A	

評価の理由

基本運営方針に「子どもが愛着関係や信頼関係を形成し、それを基に健やかに成長し、自立する力を身につけられるよう支援します。」と掲げ、子どもの心に寄り添いながら、子どもとの愛着関係を育んでいます。当施設は、子ども一人に対する担当養育制を取入れ、愛着関係を育み、受容的・応答性の高い関わりを心がけています。子どもと養育者の信頼関係を築き、子どもが不安になった時等、いつでも応じられるよう配慮しています。子どもと担当養育者は、個別の関わりを持ち、語りかけや「だっこ」、「おんぶ」等の身体の触れ合いを通して心の安定を図り、心地良い状態を共有することに努めています。被虐待経験のある乳幼児等、特別な配慮が必要な乳幼児に対しては、乳幼児一人ひとりの状態に応じた関係作りを行っています。院長・主任は、職員の専門性や技術水準について日常業務の中で確認し、個々の子どもに応じた配置に配慮しています。

<b>【A④】</b>	A-2-(1)-② <b>子どもの生活体験に配慮し、子どもの発達を支援する環境を整えている</b>
評価結果 A	

#### 評価の理由

担当養育者は、子どもの日々の生活リズムや気持ちに寄り添いながら一人ひとりに合った形で進めています。子どもの入所までの生活環境や身体的成長の差異から生じる子ども一人ひとりの違いを十分に把握し、尊重しています。一人ひとりの子どもの欲求や要求に対し、抱いて声をかける等、タイミング良く気持ちを受け止めて対応しています。子ども一人ひとりの発達や状態に応じた適切な言葉を用いて、穏やかに声かけをしています。安定した環境の中、思い思いに遊ぶことができる安全で使いやすい遊具等を備え、自由に遊ぶことができるようにしています。他児と区別した「自分の物」と言える玩具、衣類、戸棚等の個別化をしています。自然と触れ合える外遊びができる環境を作っています。運営基本方針に掲げている「家庭的な環境の中でそれぞれの子どもに相応しい養育をきめ細かく実践します。」を実行しています。院長は、デュナミスの基本的な考え、養育に向き合う姿勢等は先輩から後輩へ引き継がれていると認識しています。

### A-2-(2) 食生活

<b>【A⑤】</b>	A-2-(2)-① <b>乳幼児に対して適切な授乳を行っている</b>
評価結果 A	

#### 評価の理由

授乳は、自律授乳を基本としつつ、一人ひとりのリズムや体調に合わせて量や時間を工夫しています。授乳時は、乳幼児を抱いて、アイコンタクトをし、やさしく言葉をかけ、ゆったりとした気持ちで授乳できるよう配慮しています。授乳後は、吐乳・溢乳等を防ぐために排気を十分に行っています。生体リズムの乱れ等で自律授乳や自発的意思の授乳が難しい乳幼児には、その子の状態に応じた授乳を工夫しています。哺乳瓶は清潔を保ち、哺乳瓶専用の食洗器を備えています。

<b>【A⑥】</b>	A-2-(2)-② <b>離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている</b>
評価結果 A	

#### 評価の理由

養育者は、離乳食を進めるに当たって乳児一人ひとりの発達や特性等を踏まえて個別に取り組んでいます。乳児の状態に合わせて離乳を開始し、様々な食べ物や味に慣れるよう、様子を見ながら進めています。食事を嫌がったり遊び出してしまう場合には、時間をかけてゆったりとした気持ちで与えています。噛む力を養うために、食品の種類や調理方法を工夫しています。養育者は、栄養士と咀嚼や嚥下の状態を確認し、発育状況や体調を考慮しながら離乳食を進めています。楽しい食事であることを共感し、食事への意欲を育み、後期は、自分で食べたい気持ちを尊重して取り組むようにしています。

<b>【A⑦】</b>	A-2-(2)-③ <b>食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している</b>
評価結果 A	

#### 評価の理由

清潔な環境の下、食事（離乳食含む）は、養育者と共に少人数で楽しみ、身体状況や嗜好を考慮して、季節感のあるメニューを提供し、明るく楽しい雰囲気ですら食事ができるよう工夫しています。また、バイキング等で食事を楽しめる工夫をしたり、買い物体験等を取り入れ、食への興味関心につなげています。子どもが食べやすい高さに合わせたテーブル、乳幼児それぞれに合った食器やスプーン等を採用し、食べ方や量にばらつきがあっても完食することに拘らず、おいしく楽しく食べられるよう、養育者は視線を合わせながら言葉をかける等、雰囲気作りに気を配っています。栄養士が食事の様子を確認して一人ひとりの発達状況、食材の大きさ、体調、好きな物等を把握・考慮して調理での形態を工夫しています。月1回、法人4部門（3施設と給食センター）で給食会議を開催し、給食内容の充実を図っています。食事の時間は、昼食、夕食はお腹が空くリズムに合わせて早めの時間に設定しています。養育者は、食事前の手洗い、食前食後のあいさつ、食後の歯磨き等を支援しています。

<b>【A⑧】</b>	A-2-(2)-④ <b>栄養管理に十分な注意を払っている</b>
評価結果 A	

#### 評価の理由

栄養士は、栄養だけでなくバランス良い献立や季節感を取り入れた食事を提供しています。乳幼児の体調や疾病、アレルギー等に対応した食事を提供しています。アレルギーマニュアルを整備し、医師の指示に基づき除去食の実施・解除を行い、心身に影響がないよう、献立に十分配慮しています。また、環境等に配慮し事故の防止に努めています。栄養士は、乳幼児の嗜好や栄養摂取量の把握に努め、献立に反映しています。お買い物体験や調理体験等を通して食育に取り組んでいます。発達に応じて、食事の準備や食事作りを見学する等、食に関わる機会を持ち、食べることに興味を持つことができるように工夫しています。

### A-2-(3) 日常生活等の支援

<b>【A⑨】</b>	A-2-(3)-① <b>気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている</b>
評価結果 A	

#### 評価の理由

衣類は吸湿性・通気性に富み、清潔を保ち、肌に刺激の少ない素材とし、乳幼児の体型を考慮し、活動を阻害せず、着脱が容易なものを使用しています。気候調節へ配慮し、寒暖の状態に適した枚数と厚さにしています。寝ている生活が主な時期の子どもは前開きのものを、動きが活発になったら活動的で腹部や背中に出ないものを選ぶ等、生活実態に適し、一人ひとりの発達に応じた衣類管理を行っています。衣類は個人別に収納して、子どもが好きな衣類を選択できるようにしています。

【A⑩】	A-2-(3)-② 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取組んでいる
評価結果 A	

#### 評価の理由

室内の環境として、温・湿度、換気、明るさ、音等に配慮し、快適に保っています。睡眠時は、明るさに配慮してカーテンを利用する等、静かに十分な睡眠が取れるよう配慮しています。寝具の環境として、肌に触れる素材は綿素材を用い、広さ、形状、硬さ等を快適に確保しています。睡眠時は呼気チェックを行い、睡眠状況を常に観察し、SIDS（乳幼児突然死症候群）に注意しています。快適に十分な睡眠が取れるよう、乳幼児一人ひとりの発達・心理に配慮しています。一時的に目覚めたときには再入眠できるよう工夫しています。

【A⑪】	A-2-(3)-③ 快適な入浴・沐浴ができるようにしている
評価結果 A	

#### 評価の理由

入浴・沐浴は毎日行い清潔を保ち、1人ひとりの様子や入所前の生活状況に配慮して入浴方法を考えています。0歳児は沐浴、1歳児以上は養育者と一緒に入浴しています。浴室・沐浴槽等の設備やタオル・バスマット等の備品は、常に清潔が保たれています。子どもが安心して、心地良く、楽しい入浴・沐浴になるような言葉かけ等の配慮をしています。入浴・沐浴に際し、おもちゃ等を用意し、安心して心地良い体験になるよう工夫しています。

【A⑫】	A-2-(3)-④ 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している
評価結果 A	

#### 評価の理由

排泄では、おむつ交換の時に、言葉をかけながら身体をマッサージする等、おむつ交換が心地良いものであることを伝えるように心がけています。発達段階に応じて、排泄への興味を持てるように配慮し、乳幼児一人ひとりのリズムや気持ちに合わせて誘導しています。おむつが濡れていない時は、便座に誘導する等、無理強いをせず、自分から便座に座る意欲が持てるように支援しています。養育者は、記録している排泄チェック表を確認し、間隔の把握に努め、子ども個々の意欲に合わせてトイレトレーニング開始時期に配慮しています。

【A⑬】	A-2-(3)-⑤ 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している
評価結果 A	

#### 評価の理由

施設では玩具係を設置し、玩具の提案・購入・管理を行っています。乳幼児の発達段階に応じて、玩具の色・形や音色等を選ぶ工夫をし、養育者や他の乳幼児と楽しく遊ぶことができるように工夫しています。乳幼児の五感を育てる遊びを提供し、模倣遊びや養育者や他の乳幼児との触れ合い遊びを通して、情緒の育成を図り、人との豊かな関わりができるように援助しています。戸外へ出かけ、外界への興味を広げられるよう心がけています。また、発達に応じて玩具の収納場所を設け、年齢によっては自由に出し入れして遊べるようにしています。玩具の個別化をし、自分の物という喜びや認識ができるよう工夫しています。

## A-2-(4) 健康

<b>【A⑭】</b>	A-2-(4)-① 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している
評価結果 A	

### 評価の理由

施設には複数の看護師が在職しており、1日2回、引継ぎを通して子ども一人ひとりの健康状態の確認を行っています。日々、乳幼児一人ひとりの健康観察記録を行い、異常が見られた場合は小児科嘱託医に相談して適切に対応しています。嘱託医による月1回の健康診断では、身体発育の状態や精神・運動発達・情緒の問題等について総合的な診察を受けています。また、毎日、検温・皮膚の状態観察を行い、毎週の身体測定での発育状態を記録し、健康観察記録で健康管理を行っています。健康観察記録には、日々の健康状態の変化が一目で把握できるよう工夫しています。予防接種も月齢に合わせて計画の下、適宜実施しています。ミルクや離乳食を開始した当初は、発疹等アレルギー症状の出現に注意し、異常所見が見られた場合には速やかに嘱託医に相談し対応策を講じます。

<b>【A⑮】</b>	A-2-(4)-② 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている
評価結果 A	

### 評価の理由

病・虚弱児等一人ひとりの健康状態の変化を常に把握しています。服薬管理表等により、適切な服薬管理を行っています。専門医や主治医の協力の下、乳幼児の健康状態に応じた療育計画や発達支援計画等を含む支援プログラム等を作成して、乳幼児の適切な発達を支援しています。専門医や主治医の定例的な診断を受けています。異常所見が見られる場合には、速やかに専門医や嘱託医に相談しています。職員は、保育・看護の視点での医療的知識を深める勉強会や研修に積極的に参加し、医療的知識を高めています。

## A-2-(5) 心理的ケア

<b>【A⑯】</b>	A-2-(5)-① 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている
評価結果 A	

### 評価の理由

月1回、元児童相談所の精神小児科の医師が来園し、子どもたちの様子をスーパーバイズしてもらい、支援を受けています。心理的な支援を必要とする乳幼児について、保護者等への支援も視野に入れて自立支援計画や養育計画に基づき、心理支援内容が明確になっています。心理支援内容には、一人ひとりの具体的な方法による心理支援を実施しています。乳幼児、保護者にも心理的援助を行える体制作りをしています。心理的なケアが必要な乳幼児や保護者等への対応に関する職員研修やコンサルテーションが行われています。

#### A-2-(6) 親子関係の再構築支援等

<b>【A⑰】</b>	A-2-(6)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取組み、家族からの相談に応じる体制を確立している
評価結果 A	

##### 評価の理由

家庭支援専門相談員が中心となって施設と家族と信頼関係を築き、個々の家族に応じて面会設定を行い、お食い初めや誕生日等、子どもの節目となる行事を家族等と一緒に子どもの成長を祝っています。面会時には必要に応じて保護者等の養育スキルの向上を支援し、家庭支援専門相談員の役割を明確にし、里親支援専門相談員と連携しながら、対応する体制を構築しています。また、保護者等の相談に積極的に応じ、専門的な観点から面談を設けています。家族に寄り添い、保護者等の言葉を傾聴し、乳幼児の協働養育者として、日常生活の様子を写真やお手紙に書いて家族に伝えています。

#### A-2-(6) 親子関係の再構築支援等

<b>【A⑱】</b>	A-2-(6)-② 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる
評価結果 A	

##### 評価の理由

親子関係再構築等については、必要に応じて児童相談所と相談して個人別家族再統合プログラムを作成し、段階的に親子関係の再構築を目指しています。ケースカンファレンスの際は、児童相談所・保護者等・施設（院長・家庭支援専門相談員・担当保育士）の三者で実施しています。家庭支援専門相談員を中心に、全職員が親子関係再構築のための支援に取り組んでいます。面会・外出・一時帰宅や施設の親子生活訓練室の活用等は柔軟に対応し、家族との関係の継続・修復や保護者等の養育意欲の向上を支えるよう取り組んでいます。また、面会、外出、一時帰宅後の乳幼児の様子を注意深く観察し、家族からの不適切な関わりの有無を確認します。課題の内容によっては適切な関係機関につなげられるよう、地域の精神・心理相談のできる機関を十分に把握し連携を図っています。児童相談所を中心とした他機関との協働により、虐待の未然防止と家族機能の再生、親子関係の再構築に向けてのサービス資源の提供等のソーシャルワークを行っています。

#### A-2-(7) 養育・支援の継続性とアフターケア

<b>【A⑲】</b>	A-2-(7)-① 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる
評価結果 A	

##### 評価の理由

退所後の生活も想定しながら、必要な支援（保育園、地域等）を子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいます。措置変更後の交流を図る「退所児の集い」（年1回）は、退所した子どもたちが施設に帰り、充実した一時を過ごせる場となるよう心がけています。退所後、施設に相談できる窓口（院長・家庭支援専門相談員・里親支援専門相談員・担当保育士）があることを伝え、家庭訪問等、必要に応じた支援をするための体制を整えています。また、児童相談所や関係機関と連携を図りながら退所後の支援を行っています。

## A-2-(8) 継続的な里親支援の体制整備

【A⑳】	A-2-(8)-① 継続的な里親支援の体制を整備している
評価結果 A	

### 評価の理由

継続的な里親支援の体制を整備しています。中・長期計画に里親支援を位置づけ、乳幼児一人ひとりの状況に応じた里親委託を推進し、乳児院として里親支援業務を充実させていくよう進めています。乳児院・児童養護施設は今後施設として強化すべき機能として、里親支援機能の充実等の計画を明確にし、早期に家庭復帰が見込めない乳幼児には個々の状況に応じて里親委託を推進しています。里親支援専門相談員を配置し、里親委託の推進、地域の里親及びファミリーホームに対する継続的な支援、里親を希望する地域の人に向けた相談会を行うこと等に取り組んでいます。相談支援・レスパイトを行う等、里親の状況に応じた取組を行っています。

## A-2-(9) 一時保護委託への対応

【A㉑】	A-2-(9)-① 一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受入れを行っている
評価結果 A	

### 評価の理由

一時保護委託を受ける体制が整備され、児童相談所と連携して、初期の情報共有とアセスメントに努めています。一時保護を受ける際のマニュアルは整備され、多職種が連携・協同し、一時保護後の家庭復帰・里親・児童福祉施設等の確保に向けてアセスメントに基づく支援を行っています。また、入所時の健康管理に努め、感染症やアレルギー等の観察と配慮に努めています。

【A㉒】	A-2-(9)-② 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受入れを行っている
評価結果 A	

### 評価の理由

緊急一時保護を受ける際のマニュアルが整備され、児童相談所からの緊急一時保護を受け入れる体制はできおり、積極的に受入れを行っています。必要に応じて医療機関との連携を図り対応しています。受入れ後の多職種による連携したアセスメントは実施できています。観察室での観察期間の実施、感染症や潜伏期間等への対応について工夫されると尚良いでしょう。

## 事業者コメント

施設名 乳児院 デュナミス  
施設長名 石橋 由紀

### 《第三者評価を受審した感想・自己評価での取組の感想》

お預かりしている子どもたちのため、安心安全な養育の場で、子どもの愛着形成とともに自己肯定感を伸ばす養育に、職員一同日々活動しております。

また、入所の当初から保護者とのコミュニケーションを大切にされた親子支援を心がけています。面会交流に始まり、退所に向けた支援や退所後の支援、また、里親委託等、子どもの周辺支援は、子どもの健やかな成長にとって大切なことなので、児童養護施設 誠心学園と連携して力を入れているところです。

そういった日々の様子を丁寧に評価していただき、より良い活動に向けたアドバイスがいただけたことは、第三者評価を受ける大きな意義となっております。

今後とも、職員一同、地域に根差した社会貢献ができるよう、活動の一つ一つを検証しながら丁寧にしっかり施設の運営を行って参りたいと思っております。

今回は、ありがとうございました。

### 《評価後取組んだこととして》

1. 法人運営の方向性に関する行政との意見交換
2. 施設の多機能化・機能転換に向けた別館の着工
3. 児童養護施設 誠心学園との定期人事異動制度の導入